

うるま市水道事業規程第4号

うるま市企業職員の賠償責任の範囲を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月15日

うるま市水道事業

うるま市長 中村 正人

うるま市企業職員の賠償責任の範囲を定める規程の一部を改正する規程

うるま市企業職員の賠償責任の範囲を定める規程（平成17年うるま市水道事業規程第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の2の9第1項後段</u> の規定により、企業管理規程で指定する職員の範囲は、次の各号によるものとする。 （支出負担行為） （1）～（3）〔略〕 （支払） （4）～（5）〔略〕	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の2の8第1項後段</u> の規定により、企業管理規程で指定する職員の範囲は、次の各号によるものとする。 （支出負担行為） （1）～（3）〔略〕 （支払） （4）～（5）〔略〕
備考 1 現行の欄に掲げる要綱を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。